

青森県報

号外第四十六号

以西の青森県西部海区管内の海域

2 制限期間

平成二十五年七月一日から同年十一月三十一日まで

二 操業の承認

一において、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用してまぐろはえなわ漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに、委員会が別に定める平成二十五年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領により承認を受けなければならぬ。

四 次

海区漁業調整委員会

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ

漁業の操業の指示

（事務局）

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第七号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十五年六月十七日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田廣臣

一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行つまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。
ただし、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」といつ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

1 制限海域

青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線

1 承認海域

青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 承認期間

平成二十五年七月一日から同年十一月三十一日まで

3 承認対象者

(一) 平成二十一年から平成二十四年までの間において、委員会による西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の承認に基づき操業し、マグロの漁獲実績を有する者

(二) 委員会が特に認めた者

4 承認証の交付

委員会は、承認したときは、まぐろはえなわ漁業操業承認証を交付する。

5 承認の取消

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取り消すことができる。

6 操業者の遵守事項

(一) 承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。なお、協定締結当事者は、各漁業を営む者で構成する団体の代表者とする。

(二) 承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要と認めるとときには、当該漁業者間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(三) 承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。

(四) 承認を受けた者は、当該漁業を操業しようとするときは、当該船舶に承認証を備え付けておかなければならぬ。

(五) 承認を受けた者は、当該漁業の操業期間中標識（承認番号を記載したもの）を当該船舶の船橋櫓両側面の見やすい場所に表示しなければならない。

(六) 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、一の制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。

ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(七) 承認を受けた者は、操業終了後委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

(八) 承認を受けた者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

（発行所
青森市長・島
一丁人）
森目一番
県号

（印刷所
青森市第二
奥印町三
刷株式
会社）

定価小口一枚二付十五円一
錢 每週月・水・金曜日發行